

確認の業務を行う場合における登録住宅性能評価機関票

この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

登録の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第2項第1号から第3号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第9条第1号及び第2号に掲げる区分
登録番号	中国地方整備局長 第2号
登録の有効期間	令和7年10月3日から令和12年10月2日まで
氏名又は名称	一般財団法人 島根県建築住宅センター
代表者の氏名	理事長 佐伯 和夫
主たる事務所の所在地	島根県松江市東本町2丁目60番地 すままちプラザ2階 0852-26-4577
実施する住宅性能評価の種類	設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価(新築住宅)
住宅性能評価を行う住宅の種類	一戸建ての住宅及び共同住宅等
住宅性能評価を行う区域	島根県の全域
確認を行う住宅の種類	一戸建ての住宅及び共同住宅等
確認を行う区域	島根県の全域

一般社団法人住宅性能評価・表示協会が定める「会員登録住宅性能評価機関の情報開示について」等に基づき表示しています。

評価実績	http://www.hyoukakyokai.or.jp/teikyo_joho/jisseki_disp.php?T=1
登録を行っている評価員の人数	10名
評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名	登録住宅性能評価機関 一般財団法人 島根県建築住宅センター 佐伯 和夫
登録を行った(指定を受けた)年月日	平成29年10月18日